

所得税・町民税・国民健康保険税 申告相談

申告期間

令和8年2月10日(火)～3月16日(月)【土日・祝日を除く】

開設時間：午前8時30分～正午／午後1時～4時<会場：役場 第1会議室>

※休日申告相談日：3月1日(日)<会場：役場 第1会議室>
開設時間：午前8時30分～正午

「マイナンバーカード」をお持ちの方は、忘れずにご持参ください!



【感染症予防対策についてのお願い】※以下についてご協力ください。

- ・申告会場に来場される際はマスクの着用をお願いします。
- ・発熱等の症状がある場合は、予約専用電話にキャンセルの旨連絡のうえ、改めてご予約願います。
- ・収支内訳書や医療費控除の明細書はあらかじめ作成した上でご来場ください。
- ・ご自宅等で申告できる e-Tax (電子申告) のご利用をお勧めします。※p.2 参照

【申告会場・日程】

申告相談日	対象地区	会場
2/10(火)	西遊佐	役場 第1会議室
12(木)		
13(金)		
16(月)	稲川	
17(火)		
18(水)		
19(木)	吹浦	
20(金)		
24(火)		
25(水)	高瀬	
26(木)		
27(金)		
3/1(日)	全地区(休日相談)	
2(月)	藤岡	
3(火)		
4(水)		
5(木)	遊佐	
6(金)		
9(月)		
10(火)		
11(水)		
12(木)		
13(金)		
16(月)		

全日程、事前予約が必要です



① LINE 予約

◆受付時間

24時間受付

◆予約受付締切

希望日2日前の午後4時まで

◆予約手順

①下記の二次元コードを読み込み、町公式 LINE アカウントを友だち登録。

②トーク画面の下部メニュー「電子申請」をタップし、案内に沿って必要情報を入力。

◆キャンセル方法

予約2日前(平日のみ)の午後4時までに、LINE からキャンセルをお願いします。



▲町公式 LINE

② 電話予約

◆受付時間

午前9時～正午、午後1時～午後5時(土日・祝日を除く)

◆予約受付締切

希望日2日前の午後4時まで

【予約専用電話番号】☎72-5322

◎予約以外の問い合わせは、町民課課税係

(☎72-5876) へおかけください。

◆キャンセル方法

予約2日前(平日のみ)の午後4時までに、電話でキャンセルをお願いします。

※青色申告、初年度の住宅借入金等特別控除の申告、金融取引(株式等の譲渡・先物取引等)の申告、初年度の雑損控除の申告は町申告会場では受付できませんので、酒田税務署にて確定申告をお願いします。

<お願い>

予約された時間の10分前までお越しください。

●最新の情報は、町ホームページ、公式 LINE でお知らせします。

申告が必要な方へ

《6 ページのフローチャートで確認できます》

令和8年度の町県民税は令和7年1月1日から12月31日までの所得金額等に基づいて課税されます。適正な課税のため、申告が必要な方は、必ず申告期間中に申告してください。

郵送による申告

【確定申告書の郵送】 酒田税務署(〒998-8633 酒田市光ケ丘2丁目2番36号)へお送りください。

【町県民税申告書の郵送】

申告書・収支内訳書に必要な事項(氏名、住所、電話番号、マイナンバー(個人番号)、所得・控除内容)をご記入の上、関係書類(源泉徴収票、控除証明書等)を同封し、町民課課税係までお送りください。

〒999-8301 遊佐町遊佐字舞鶴202番地 遊佐町役場 町民課 課税係 まで

- ◆ 郵送による申告は、3月16日(月)までです。内容について、電話で確認させていただく場合がありますので、電話番号を必ず記入してください。※不備があった場合は、再度提出をお願いすることがあります。
- ◆ 添付書類の返送を希望される方は、住所、氏名を記載し、切手を貼った返信用封筒を同封してください。
- ◆ 住民税申告書の様式は、遊佐町ホームページからダウンロードできます。

インターネットで簡単に電子申告

 さらに便利に使いやすく
国税電子申告・納税システム

国税庁のホームページには、無料で申告書を作成できるコーナーが用意されています。マイナンバーカードを利用して、自宅のパソコンやスマートフォンからできる「印刷・郵送不要の電子申告(e-Tax:イータックス)」がおすすめです。確定申告書を提出した人の内、e-Taxの利用率は7割を超え、年々身近なものになっています。ぜひご利用ください。



▲確定申告書等
作成コーナー



e-Taxの5つのメリット



※メンテナンス時間を除きます



※一部の書類を除きます



書面提出の場合は
1か月~1か月半程度で還付

個人住民税も電子申告可能に

個人住民税の申告について、令和7年中の収入に対する申告分から電子化が開始されました。スマートフォンやパソコンから、eLTAX(エルタックス)のホームページ等を経由して、個人住民税の申告手続きが可能です。概要については、下記特設ページをご確認ください。



▲住民税申告
電子化特設ページ

【住民税の電子申告がおすすめな方】

- ・前年の収入がない方や非課税所得(遺族年金や障害年金)のみの方
- ・年末調整済給与収入(または年金収入)のほかに少額(20万円以下)の田の委託収入がある方 等

※所得税の還付や納付がある方は、eLTAXではなくe-Taxから確定申告を行ってください。

感染症対策、申告会場混雑緩和のためにも、ご自宅等からの電子申告にご協力をお願いいたします。

医療費控除を申告する方へ

医療費控除を申告する場合は、「**医療費控除の明細書**」の提出が必要です。「**医療費控除の明細書**」は、あらかじめ作成の上、**相談会場にお越しください**。また、明細書の作成に使用した領収書等は、提出は不要ですが5年間の保管が必要です。

ふるさと納税ワンストップ特例の申請をしている方へ

ふるさと納税ワンストップ特例の申請をしている方が確定申告をする場合(医療費控除等で所得税の還付申告を受けようとする場合等)は、ワンストップ特例は適用されません。確定申告で寄附金控除も併せて申告してください。

町で受付できない申告内容について

下記に該当する確定申告をされる方は、e-Tax または酒田税務署にて確定申告をお願いします。

- ・青色申告
- ・初年度の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の申告
- ・初年度の雑損控除の申告
- ・金融取引(株式等の譲渡、先物取引、仮想通貨等)の申告
- ・過年度の確定申告、修正申告、更正の請求

※ただし、住民税申告については過年度分の申告受付が可能です。

- ・亡くなられてから4ヶ月を経過した方の準確定申告
- ・消費税の確定申告
- ・贈与税、相続税の申告

今回の申告からの主な改正事項(所得税)

1. 基礎控除の見直し

次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除が改正されました。

合計所得金額	基礎控除額		
	改正後		改正前
	令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下	95万円		48万円
132万円超 336万円以下	88万円	58万円	
336万円超 489万円以下	68万円		
489万円超 655万円以下	63万円		
655万円超 2,350万円以下	58万円		

2. 扶養親族等の所得要件の改正

次のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

扶養親族等の区分	所得要件	
	改正後	改正前
扶養親族、同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下	48万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下	48万円超 133万円以下
勤労学生	85万円以下	75万円以下

3. 給与所得控除の見直し

給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

【給与所得控除額(改正された範囲)】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

4. 特定親族特別控除の創設

特定親族(生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等)の合計所得金額に応じて、一定の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

※税制改正の詳細については、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

申告に必要なものは？

①マイナンバーカードまたは通知カード及び身元確認書類（運転免許証等）

▼マイナンバーカード



▼番号確認書類



▼身元確認書類



②収入金額が確認できる書類

令和7年分の

- ・給与、公的年金の源泉徴収票
- ・報酬などの支払調書
- ・営業、農業、不動産収入がある場合は収支内訳書
- ・帳簿、領収証等

③所得控除を受けるための書類

- ・令和7年中に支払った医療費控除の明細書
- ・保険者等が発行する医療費通知(「医療費のお知らせ」など)
- ・社会保険料(国民年金、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料等)の証明書
- ・生命保険料(個人年金保険料・介護医療保険料も含む)、地震保険料、小規模企業共済等の掛金支払証明書
- ・障害者手帳等の福祉手帳 等

※通帳等の記帳内容では証明になりませんので、ご注意ください。

④所得税の還付申告をされる方は、還付金振込先の口座番号などがわかるもの(本人名義)

❖ 農業所得がある方

収支内訳書を記載していない場合は、申告を受け付けることができませんので、必ず収支内訳書を作成してきてください。

【農業申告に必要なもの】※必要な資料がないと、後日改めて申告をお願いする場合があります。

- ①収支内訳書
- ②農業用の通帳(記帳されているもの)
- ③収入・経費の詳細がわかる資料
- ④(集落営農に参加されている方は)営農組合が発行する精算通知書・既払明細書
- ⑤(農事組合法人の組合員の方は)農事組合法人が発行する通知書(作業費・従事分量配当)

❖ 営業所得・不動産所得がある方

該当すると思われる方へ1月下旬に収支内訳書を送付しておりますので、事前に収入・経費等の必要事項を記載して、申告相談会場にお持ちください。また、農業の全面委託(ご自分の名義で出荷販売をしていない場合は、受取小作料(地代)を不動産所得として申告する必要があります。受委託の契約内容がわかるものをお持ちください。

昨年まで事業収入があった方へ収支内訳書をお送りしております。まだ届いていない方は、役場町民課課税係までご連絡ください。また、令和7年中に開業・廃業した方もご連絡ください。

→連絡先: 町民課 課税係(Tel72-5876)

利用者識別番号の取得について

申告会場で作成する確定申告書は、電子データにより酒田税務署へ提出いたします。その際、申告者の「**利用者識別番号**」が必要になりますので、番号が確認できる書類を持参して申告会場にお越しください。

【利用者識別番号の確認書類】（以下を申告会場へご持参ください）

- 確定申告のお知らせハガキ
- 電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書 等

※利用者識別番号が未取得の方で、申告相談の結果確定申告となった方は、申告会場にて利用者識別番号を取得していただきます。

申告期限及び納期限について

	申告所得税及び復興特別所得税	消費税及び地方消費税(個人事業者)
申告期限及び納期限	令和8年3月16日(月)	令和8年3月31日(火)
振替日 (振替納税をご利用の場合)	令和8年4月23日(木)	令和8年4月30日(木)

期限までに申告をしなかったり、誤った申告をしたりした場合、不足税額だけでなく、加算税や延滞税も納めなければなりません。

記帳と帳簿書類の保存義務について

事業(営業・農業)所得、不動産所得を有する方は、平成26年1月から記帳と帳簿書類の保存が必要となっています。住民税のみの申告の方も対象となります。

【帳簿書類の保存期間】 ※白色申告の場合

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

●青色申告を検討してみたいかどうか。

新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、令和8年3月15日までに最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。(この申請を行えば、令和8年分の所得から青色申告を行うことができます。)

※青色申告のご相談につきましては、**税務署までお問い合わせください。**

※3/2(月)～6(金)の期間限定で、**役場相談室3**に青色申告相談コーナーを設置します。青色申告を検討されている方は、この機会にご利用ください。

所得税に関するお問合せ：酒田税務署 TEL.0234-33-1450

住民税に関するお問合せ：遊佐町役場 町民課 TEL.0234-72-5876

※ 申告相談の期間中、税務担当職員は申告会場に出向いて申告相談を行っています。
このため、遊佐町役場の町民課窓口では、申告相談はできませんのでご注意ください。

申告フローチャート

～あなたは申告が必要でしょうか？～

スタート 令和8年1月1日現在、遊佐町に住民である

はい

いいえ

遊佐町に申告する必要はありません。
令和8年1月1日に住所があった市区町村へ相談してください。

前年中(令和7年1月1日～12月31日の間)にどのような収入がありましたか？

主に年金収入

公的年金収入の額が400万円を超える

はい

いいえ

③

公的年金以外の収入がある

はい

いいえ

他の所得が20万円を超えている

はい

いいえ

③

②

追加する所得控除がある

はい

いいえ

②

①

主に給与収入

下記のいずれかに該当する
◆2か所以上から給与の支払を受けており、年末調整未済の給与収入が20万円を超える
◆年末調整が済んでいない
◆年末調整の内容に変更や追加する控除がある
◆給与収入が2,000万円を超える

③

1か所からの給与収入のみで年末調整済である

他に所得がある

はい

いいえ

他の所得が20万円を超える

はい

いいえ

③

②

営業・農業・不動産・小作料・雑(個人年金等)

所得金額(収入-経費)より所得控除額が多い

はい

いいえ

②

③

非課税所得のみ又は収入なし(遺族年金・障害年金・失業給付金等)

町内の親族の税金上の扶養になっている

はい

いいえ

①

②

フローチャートの結果を参考に申告が必要な方は期限までに申告してください。このフローチャートは一般的な例です。ご不明な点は町民課課税係までお問い合わせください。

①申告不要

※令和8年度の町・県民税は、給与支払報告書、公的年金支払報告書に基づいて計算されます。

②町・県民税申告

町・県民税の申告をする必要があります。
※所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。

③確定申告

所得税の確定申告をする必要があります。